

2022年4月1日

学生のみなさん

越谷校舎学生委員会  
校舎責任者 峯村 操  
(教育学部学校教育課程音楽専修)

## 大学生活を送るうえでの注意事項について

### ○ 成年年齢の引き下げ

民法改正により、2022年4月から成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられました。これにより、「18歳～19歳」の若者も、法律上は「大人」として扱われることになります。

～2022年4月1日生まれ	2022年4月2日～ 2024年4月1日生まれ	2024年4月2日～生まれ
20歳の誕生日に成年	2022年4月1日に成年	18歳の誕生日に成年

成年年齢＝18歳に達すると、親権者など法定代理人の同意がなくとも、自分の意思で様々な契約（アパートを借りる、クレジットカード作成、借金など）ができるようになる一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合にその契約を取り消すことができる権利、即ち「未成年者取消権（民法第5条第1項および第2項）」は行使できなくなります。

契約に関する知識や社会経験が乏しく、契約の重みや内容を理解していないことに付け込み、成年に達したばかりの若者をねらう悪質な業者は少なくありません。トラブルにあわないためにも、契約に関する様々なルールを理解し、特に金額の大きな契約については、法律上は自分の意思で契約ができるとはいえ、家族など周りの身近な大人にも相談のうえで慎重に判断することが大切です。

なお、「飲酒」「喫煙」「公営ギャンブル」はこれまでどおり「20歳」にならないとできません。

※法務省による Twitter での情報提供なども参考にしてください。（以下、法務省公式アカウント）

@MOJ\_SEINEN18

### ○ 大学生活で遭遇する事件・トラブルの事例

次の内容は、本学も含め多くの大学で起きている事件やトラブル事例です。加害者にも被害者にもなりうる事例も多いので、行動・判断は慎重にお願いします。

#### ①20歳未満の飲酒・喫煙の禁止

20歳未満の飲酒と喫煙は、「未成年者飲酒禁止法」、「未成年者喫煙禁止法」により禁止されています。民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、飲酒・喫煙に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。20歳未満の飲酒・喫煙に対して現在は厳しい目が向けられており、法律でも罰則が強化されているところですが、残念ながら毎年、大学生の急性アルコール中毒やそれに伴う死亡事故が後を絶ちません。

学生のサークル等の飲み会で起きた急性アルコール中毒による死亡事故においては、飲ませた側の学生が保護責任者遺棄致死罪、過失致死罪等で起訴される事例もあり、被害者・加害者どちらにもなりうることを十分認識し、特に20歳未満の学生は知り合いや先輩から飲酒に誘われても「断る勇気」をぜひ持ってください。

## ② SNS (LINE・Instagram・Twitter・ブログ など) でのトラブル

SNS (Social Networking Service) は多くの人と簡単につながることができるツールであると同時に、自身が加害者にも被害者にもなる様々なトラブルが発生しています。

インターネットは、書き込んだ人の特定が難しいと言われますが、プライバシー侵害・名誉棄損・肖像権侵害などの違法行為と判断されれば、公的機関の捜査によって加害者が特定されることはニュース報道を見れば明らかです。

また、一度ネット上に公開された書き込みや画像は、いったん削除しても完全に削除されることはありません。安易な気持ちで次のような投稿をして取り返しのつかないことにならないよう、読む人の気持ちを理解した配慮が必要です。※Twitterのリツイートで不用意に拡散することも同様です。

- ◆ ジェンダー、国籍、思想など特に対立を生みやすい内容
- ◆ 個人や企業を特定した悪口や攻撃的・挑発的な内容の誹謗中傷 → 名誉棄損
- ◆ バイト先等で知った情報や撮影した画像の無断投稿 → 情報漏洩、業務妨害
- ◆ 承諾を得ていない他人の情報や画像の投稿 → 著作権、肖像権の侵害

## ③ 悪質商法 (マルチ商法、投資学習用 USB の高額購入、自己啓発セミナー等)

学校やバイト先の友人・先輩からの紹介をきっかけに、次のような勧誘を受けて話を聞いたものの、知り合いを通じた話のために断りづらくそのまま契約してしまうケースが多くみられます。

勧誘では良い点 (儲かること等) ばかり強調する、必要以上に不安を煽って断りにくい状況をつくる等の特徴があるほか、高額な費用も「人に紹介すれば報酬を得られるので、すぐに回収できる」、などと説明される場合もありますが、こうした仕組みは所謂「マルチ商法」にあたり、無自覚のうちに自身も加害側の人間になっていることがあります。

「事業者の実態や儲かる仕組みが良く分からない」、「解約・返金の仕組みが不透明」、「一括払いができない場合は借金を紹介する」等が引っかけたら、**安易に即答はせず、断るときは「契約しない」とはっきり言いましょう。**

- ◆ 暗号資産 (仮想通貨) や FX (外国為替証拠金取引) の投資学習用教材 (USB メモリー等) の購入
- ◆ 高額な自己啓発セミナー、就活セミナーの契約

## ④ 犯罪につながるアルバイト (闇バイト)

ちょっとしたアルバイトのつもりが知らないうちに犯罪に加担している、所謂「闇バイト」にも十分注意してください。SNS を通じた勧誘がきっかけになるケースが目立ちますが、**次の行為は法令に触れる行為であり、逮捕あるいは自身の法的責任を問われる可能性がある**ので、安易に関わることは絶対にやめてください。

- ◆ 特殊詐欺の実行役 → 所謂「受け子」「出し子」
- ◆ 名義貸し (他人の契約のために自分の名義を貸す行為) → 携帯電話等の契約名義を貸す等
- ◆ 荷物転送、荷物代行 (送られてきた荷物を転送するだけで報酬が得られる)  
→ 自身の身分証を悪用されて知らないうちに自分名義で不正に契約された荷物が届き、中身を確認しないまま転送して犯罪に利用される

**安易にお金が儲かる話には必ずリスクが伴うことを忘れないでください。**

成年年齢に達した者の行為 (契約) は、民法の「未成年者取消権」が適用されず、被害の回復も困難です。内容に漠然とした不安や脅威、または気分の高揚を感じた場合はその場から離れるなどして、相手と距離を取り、家族や知人にも相談して時間を置いて冷静に考えてみてください。

## ⑤薬物乱用（危険ドラッグ、大麻、覚せい剤など）

危険ドラッグ・大麻について、次のような誤った情報には十分注意してください。

→「危険ドラッグは合法・安全」、「身体に悪影響はない」、「依存性はない」など

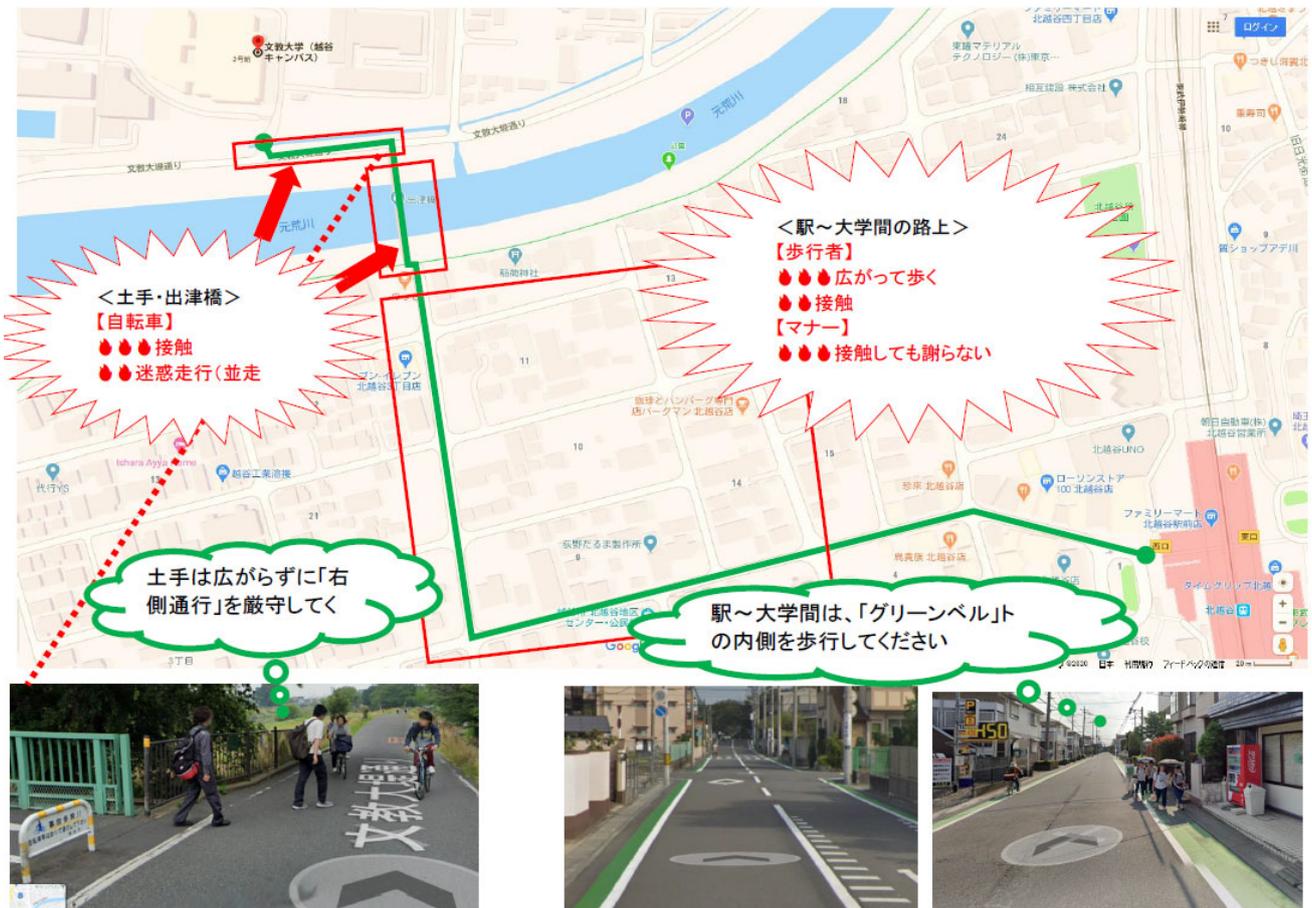
また、薬物を違う名前（隠語）ですすめられ、**違法薬物と知らずに使用してしまう恐れもあるので、薬物をすすめられても、きっぱりと「いやだ」と断りましょう。**

- ◆危険ドラッグ →「お香」「アロマ」「バスソルト」など
- ◆大麻 →マリファナ、ガンジャ、葉っぱ、チョコ、草など
- ◆覚せい剤 →シャブ、S、スピード、ヤーバー、クリスタルなど

## ⑥自転車利用でのトラブル

本学では通学や部活動で自転車利用の学生も多いため、大学周辺での自転車利用に伴う交通違反や交通事故が多く発生しています。スマホ使用や音楽を聴きながらの「ながら運転」、「傘差し」、「歩道の運転」、「二人乗り」「夜の無灯火」などは法令違反にあたるため、警察から「指導警告表」の交付や行為が悪質な場合は罰金を納める必要がある他、衝突・接触による傷害・死亡事故においては、実刑判決の事例も出ていますので、一人一人が交通法令を遵守してください。

なお、大学が指定する通学路とトラブルが発生しやすいポイントは、以下のとおりですので、あらかじめ確認しておいてください。



## ⑦カルト宗教による勧誘

新生活を始める時には、ウキウキした気持ちがある一方で、不安を感じることがあります。そんな心の隙を狙って、皆さんに近寄ってくるものにカルト宗教があります。最初は「宗教」関係であることを隠して「勉強会」「セミナー」「集会」などと称して、自己発見や自己変革をうたい文句に近づいてきますが、気が付いた時には「洗脳状態（マインドコントロール）」に陥ってしまう場合があります。

この団体の特徴には、非常にしつこく執拗な勧誘で、携帯の連絡先を教えたために再三にわたる電話やメール配信などもよく見られます。

## ⑧盗み（万引き・置き引き・放置自転車の無断借用）

「万引き」「置き引き（置いてある他人の荷物や金品を盗む）」が違法行為であるのは当然のこと、「教室や図書館に置いてあった傘」を「借りるつもりだった」、あるいは「数日間も放置してある自転車」を「捨ててあると思って」との理由から無断で使用する行為も、刑法の「遺失物等横領罪」にあたる違法行為です。しかし、残念ながらこうした事案は学内でも発生しています。他人の所有物を無断で使用する行為は、違法行為であることをあらためて認識してください。

また、持ち物や金銭の盗難については、日頃から「施錠する」「荷物を置いて離れない」など被害に遭わないために自己管理を心掛けてください。

## ⑨ストーカー行為・デートDV・盗撮・公然わいせつなど

相手が自分に好意を持っているという勝手な思い込みからのつきまとい（ストーカー行為）、付き合っている異性から会うたびに暴力を振るわれるデートDV、性に関する興味からの盗撮、お酒の席で羽目を外した破廉恥行為、また、芸出しと称する公然わいせつなどいずれの行為も犯罪に問われることとなり、自分の将来を傷つけるだけでなく、家族や友人など多くの人に迷惑をかけるとともに深い悲しみを与えることとなります。絶対に、違法行為は行わないでください。

## ○トラブルから身を守るために

「自分だけは大丈夫」と確実な根拠もなくリスクを過剰に低く見積もったり、リスクに気づかないほど自分は愚かではないと思いきみがちですが、これは誰もが抱いてしまいがちな「ポジティブイリュージョン」という心理、即ち「錯覚」です。

そんな錯覚に陥らないように気を付けることが身を守る心構えの第1歩ですが、今後、身の回りで困ったことが起きた時には、一人で抱え込まず友人や家族など信頼する人に相談する、または担任教員をはじめとして「学生課」、「学生支援室」、「保健センター」など大学の相談機関を活用してください。

悪質商法、薬物、カルト宗教等の勧誘は、大事な人間関係、友人関係を壊したり、犯罪につながるケースも報告されています。知人からこれらの誘いを受けたり、また、友人の様子がおかしいと感じた場合も、すぐに大学に相談してください。

学生生活で違法な行為や不適切と思われる行為を見聞きした時には、見て見ぬふりではなく、注意や関係者への報告など良識に基づいた責任ある行動が求められます。

以上